

指定変更権の相続制限の廃止

武蔵野大学

金尾 悠香

1. 旧 675 条 2 項と現行法による削除

旧 675 条 2 項は、保険契約者が保険金受取人についての指定変更権を留保している場合、これを行使せずに死亡したときは、その時点で受取人の権利が確定することを規定し、指定変更権の相続を制限していた。これに対して、保険法は同規定を削除して、契約者先死亡にあたり、指定変更権が契約者の地位とともに相続の対象となることを認め、契約者の地位を相続した者が新たに新受取人を指定することを可能とした。これにより、受取人の地位と権利は、一見、従前よりも一層不安定なものとなり、反対に、契約者の地位と指定変更権の所在が一致することで、契約締結当初の契約者の意思と当初の受取人との関係性（当初の対価関係）に拘わらず、新契約者の意思尊重による新たな受取人の出現が許容され、また保険法制定過程をみれば、契約者の地位に伴う権利は財産的側面が強調されていたようにも見える。旧 675 条 2 項の削除（指定変更権の相続・行使者の拡大）を端緒に、契約者と受取人の地位・両者の関係・その影響について検討する。

2. 旧 675 条 2 項の沿革と指定変更権の相続

（1）明治 44 年法は、他人の生命の保険契約・自己の生命の保険契約、第三者のためにする保険契約・自己のためにする保険契約の各制度を分化整理するなかで、受取人の資格要件を、被保険者の親族主義から同意主義へと改正した。第三者のためにする保険契約における受取人（および契約）の正当性を、契約者と受取人との関係（対価関係）というよりも、受取人と被保険者との関係性（被保険者の同意）を重視することで保とうとしたことが窺える。特に、第三者のためにする契約であって自己の生命の保険契約の場合は、契約者の契約締結の意思にその被保険者の同意が含むと指摘され、外観

的に対価関係として契約者意思尊重と整理されるなか、実際は（契約者としてではなく）被保険者としての同意を基礎とすべき関係と捉えられていたことが見てとれる。加えて、指定変更権は（契約締結当初の）契約者一身専属のものとして、旧675条2項を導入することで、契約者先死亡により契約に不可欠である意思（ないし同意）の表明に困難が生じた場合を補完するため、契約者先死亡時点で受取人を固定させようとしたものとみられる。

第三者のためにする保険契約を民法上の第三者のためにする契約の一種とした場合、被保険者はその構成とは別途の位置づけになる。また、被保険者の同意とは別途に旧675条2項の作用を必要とした場面は限定的であったところ、第三者のためにする保険契約の各関係と被保険者の同意の規定が受取人の適切性を維持するために重複相乗的な役割を担っていたと考えられる。

（2）保険法制定にあたって、旧675条2項削除の理由には、契約者地位と指定変更権の所在乖離の回避、事実上、契約者相続人が従前から受取人の指定変更と同様の効果を生み出してきたことから同規定の意義が小さいこと、受取人の地位は恩恵的にすぎないこと等があげられた。また、指定変更権は、その財産的価値の強調から一身専属性が否定され、（契約者地位の承継人たる）新契約者がなす保険料支払という出捐をなす反射的效果・対価的位置づけであることも強調された（保険契約者と保険者との関係（補償関係）から新たな対価関係構築の裏付け）。

3. 契約者先死亡における契約者地位・指定変更権の相続による影響

契約者先死亡における指定変更権の相続制限の廃止が提起した、相互に作用する対価関係と被保険者の同意の関係、指定変更権の財産的価値の強調から示唆される受取人の指定変更権の行使者の限定（保険料全額一時払事案等）、契約者先死亡と契約者生前の契約者地位移転との均衡等について、それぞれの場면을整理したうえで、第三者のためにする契約における対価関係・補償関係の理解とともに論じる。